

公益通報者保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都予防医学協会（以下「この法人」という。）の職員等からの組織的、または個人的な法令違反行為等に関する相談、または 通報の適正な処置の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって法令を遵守した事業運営の強化に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員、職員、再雇用勤務者、嘱託勤務者、短時間勤務者、日々雇い入れられる者及び派遣労働者を含むすべての従業者（通報の日から1年以内に従業者であった者を含む。以下「職員等」という。）に対して適用する。

(通報等窓口)

第3条 職員等からの通報及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口として、「通報窓口」を設置する。

2 通報窓口には、理事長が指名した3名以上の公益通報対応業務従事者を置く。

3 職員等は、前項に定める通報窓口以外に、以下に掲げる通報等については、通報窓口の一つとして選択できる。

(1) 人事・労務に関する事項または一切の法律問題に関する通報等

コンプライアンス担当理事

(2) 理事、評議員の不正に関する通報または内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等

監事、ただし通報等を受けた監事は、コンプライアンス担当理事とその後の方針について協議を行うことができるものとする

(3) その他の事項に関する通報等

事務局長

(通報等の方法)

第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、職員等は電話、電子メール、FAX、書面または直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

(通報等の窓口での対応)

第5条 通報等窓口は、申告事項のうち、業務上の法令等違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

- 2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとするが、匿名による通報等も受け付けるものとする。
- 3 就業規則その他に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(通報等に基づく調査)

- 第6条** 通報等を受けた通報等窓口は、連絡先の分からない場合を除いて、通報者に対して、調査を行う旨の通知または正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を、通報等を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
 - 3 職員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(公正公平な調査)

- 第7条** 通報等を受けた通報等窓口は、通報等の対象事案の内容（ただし、通報者の氏名を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事に報告し、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス担当理事に報告するものとする。
- 2 通報等によって提供された情報については、通報等窓口において調査することを原則とするが、必要に応じてコンプライアンス委員会または他の調査担当部署に調査を行わせることができる。
 - 3 通報等窓口または他の調査担当部署における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。なお、対象事案に関係するこの法人の職員等は、その事案の調査等に関与することはできないものとする。
 - 4 前3項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果の通知)

- 第8条** 調査担当部署は、通報等を受け付けた通報等窓口は、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。
- 2 調査担当部署から調査結果について通知を受けた通報等窓口は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

(調査結果に基づく対応)

- 第9条** 前条の調査結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事及び当該業務担

当理事は速やかに対応を行うものとし、必要に応じコンプライアンス委員会に諮問し、または直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

- 2 必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、または刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。
- 3 通報等をした職員等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。

(記録と管理)

第 10 条 通報等を受けた通報等窓口及び調査担当部署は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、内容及び証拠等を通報等窓口において記録・保管するものとする。

- 2 通報等を受けた通報等窓口、調査担当部署またはコンプライアンス委員会に関与する者は、その情報に関して秘密を保持しなければならないが、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。
- 3 この法人の職員等は、通報等窓口、調査担当部署に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。
- 4 通報等の記録の保存期間は、調査結果に基づく対応終了日の翌日から10年とする。ただし、理事長が引続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない。

(不利益の禁止)

第 11 条 この法人の職員等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

(懲戒等)

第 12 条 第 5 条第 1 項ただし書きによる個人に関する根拠のない誹謗中傷を行った場合、第 10 条第 2 項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合及び同条第 3 項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合、または前条の通報者に対して不利益になることをした場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処す。

- 2 懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。）の場合は戒告とし、職員等の場合は就業規則に従い譴責、減給、出勤停止、降職または懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主申告による報酬減額を妨げない。
- 3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員等については賞罰委員会が行う。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、令和7年10月21日から令和8年3月実施の理事会決議まで、暫定運用する。

この規程は、令和8年3月24日から施行する。

(別表)

法令違反行為等の定義

この規程において、法令等違反等行為とは、次の事項とする。

- 1 法令に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
- 2 この法人の職員等、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為または危険を及ぼす恐れのある行為
- 3 就業規則その他の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。）
- 4 この法人の倫理規程に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
- 5 上記各号またはこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩によりこの法人の名誉または社会的信用を侵害する恐れのある行為

以上